

# 横須賀市地域運営協議会の設置及び 支援に関する条例

横須賀市市民部地域コミュニティ支援課地域運営協議会支援係長 高橋 哲也

## 1 横須賀市の概要

本市は、人口約41万人、市域面積約100km<sup>2</sup>で、神奈川県南東、三浦半島の中央部に位置し、東西が海に面するとともに海岸沿いまで山が迫り、坂とトンネルの多さが景観の特色となっています。

また、東京湾の入口に位置することから、江戸時代から国防の拠点とされ、横須賀製鉄所の建設に始まり、横須賀鎮守府が置かれるなど、軍港都市として発展を遂げました。現在も米軍関係施設や自衛隊関係施設が地域の6・4%を占めています。

## 2 横須賀市の地域コミュニティの現状

本市は、古くから近隣の結びつきが強い土地柄であったことから、現在でも町内会・自治会の加入率が県内自治体の中でも比較的高く、それらを中心として地域のまちづくり活動が活発に行われています。

その一方で、町内会・自治会をはじめとする多くの地域活動団体は、役員等の担い手不足、高齢化という深刻な問題を抱えています。これは、平成4年をピークに減少傾向を辿る本市の人口、また、それと反比例して増加する高齢人口比率（約27%）が地域活動にも強い影響を及ぼしていると言えます。

## 3 条例制定に至った背景と経緯

それ以外にも、核家族化や共働き世帯の増加、生活様式の多様化などから、個人のプライバシーを尊重・重視する傾向が強まり、その結果、近隣との結びつきを嫌う、地域への帰属意識が薄れるといった地域コミュニティの希薄化が進んできていることも要因として挙げられます。

本条例の制定に至った背景として、1つ目に地方分権の流れがあります。地方分権が叫ばれて久しい昨今、徐々にではありますが、国から自治体への権限移譲が進んできています。その流れは自治体への分権に留まらず、さらに自治体から地域へと進み、地域住民自

神奈川県横須賀市では、地域のつながりを強くするとともに、市と地域運営協議会の協働による地域自治の推進に寄与することを目的として、横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例が制定された（条例第71号として平成25年12月17日に公布、平成26年4月1日から施行）。市は、条例に基づく「地域運営協議会」が市全域で設立されることを目指す。

らが積極的にまちづくりに関わることが求められるようになってきました。

2つ目には、地域コミュニティを再構築することが必要になったことが挙げられます。

前述したように、これまで地域のまちづくりをリードしてきた各地域活動団体においては、役員等の担い手不足や高齢化、地域コミュニティ意識の希薄化などにより、活動に苦慮することが増えてきています。

それら、時代的な流れや必要性を踏まえた上で、これまでの取組を二歩進めた新たな制度の構築が必要ではないかと考えました。

新たな制度を構築するに当たって、まずは平成21年9月に関係各課長による庁内プロジェクトチームを設置し、他都市の先進事例の調査研究等を中心としながら、本市にふさわしい制度のあり方などを検討し、平成22年9月に検討報告書を市長へ提出しました。

平成22年9月からは、学識経験者のほか、各地域活動団体の代表者、公募市民ら12名からなる検討委員会を立ち上げ、約1年半に亘って制度の骨子についての検討が行われ、平成24年2月に報告書が提出されました。その中で、「本制度を進めるに当たっては、『地域運営協議会』という新たな地域自治組織が必要であり、全市域で協議会を設立していくための法的根拠としては、条例が適切であ

る。」という見解が示されました。

これを受けて、市としても条例が必要という判断のもと、条例を策定するための作業に入りました。

まず、平成24年4月に条例検討委員会を立ち上げ、条例の骨子案の検討を行い、その骨子案について同年8月、パブリックコメント手続きを行い、同年12月の市議会に条例案を上程しました。しかし、当該条例案は、別に市議会へ上程されていた自治基本条例案を根拠としていたことから、自治基本条例案の否決に伴って、本条例案も否決となってしまいました。

その後、庁内で検討を行った結果、すでに設立している地域運営協議会の活動を支えるためにも「条例は必要」と判断し、自治基本条例案を根拠としない新たな条例案を、平成25年3月の市議会へ上程しました。しかし、市議会からは更なる十分な審議を求められ、継続審査の扱いとなりました。

その後、6月、9月の市議会での審議を経て、平成25年12月の市議会において議決となり、条例が制定されました。

## 4 条例の内容

本条例は全10条から成り、本市の地域自治を進めることを目的として、「地域自治組織」地

域運営協議会」の設置や、その組織を市が支援することなどに関して定めています。

第1条は条例の目的、第2条は「地域自治」、「地域運営協議会」、「住民等」という、本条例において重要な用語について定義しています。

第3条は、地域運営協議会の設置や地区についての規定です。

第1項には、地域運営協議会を設置することができる地区の単位を、原則として行政区（支所設置単位）にすることを定めています。本市は行政区が10に分けられていますので、原則としては10の地域運営協議会が設置できることとしています。

またこの中で、「住民等は協議会を設置することができる」という規定がありますが、これは、地域運営協議会があくまでも住民等が主体となって組織する自治組織であることを示しています。

第2項は、第1項の例外となる設置単位を認めるケースについて規定しています。本市の一部の地域では、地域の成り立ちや歴史的背景などを勘案すると、行政区管区域で1つの協議会を設置することは難しいことから、この規定を設けました。

第3項は、同一の地区を対象にして複数の協議会を設置することを禁止する規定です。

第4条は、本市の地域自治を推進するに当

たつての基本的な姿勢として、市と地域運営協議会が協働して地域自治を推進することを定めています。これまでは、各団体が個々に活動を行い、市はその活動を補助するようなかたちで地域を支えてきましたが、これからは、市と地域運営協議会が地域のまちづくりにおけるパートナーとしてお互いの役割や立場を尊重したうえで、協働して地域自治を進めていくことを規定しています。

第5条では、市が地域運営協議会との協働において果たすべき役割として、地域運営協議会の自主性や自立性に配慮しながら、市の支援体制を整備することを定めています。

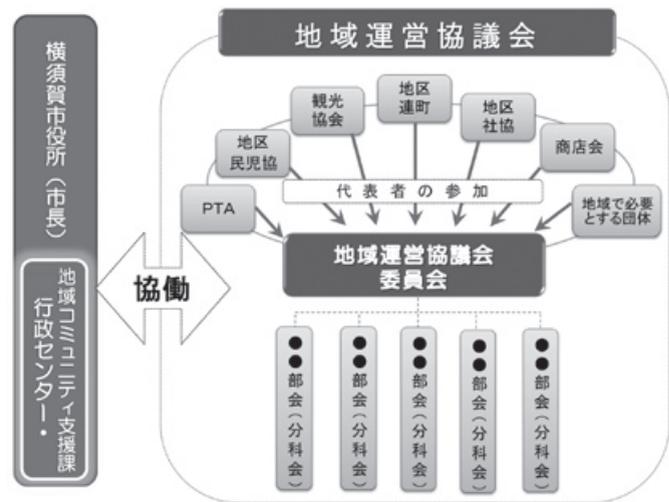
第6条は、地域運営協議会の役割などについての条文です。

第1項には地域運営協議会の役割として、協議会に参画する各地域活動団体のネットワーク化と、地域の身近な課題の解決や暮らしやすく魅力あるまちづくりのための企画等を立案し、具体的な取組を行うことを規定しています。

第2項は、地域から市に対して提案等を行うことができる、いわゆる権限についての規定です。これは、法令上の問題や事業の規模などの理由により、地域だけでは解決困難な課題への対応や、地域に関わる市の政策等について、地域から市へ提言・提案することが

できるとしています。

地域運営協議会の組織構成等イメージ



第7条は、地域運営協議会の組織及び運営のあり方についての条文です。

第1項では、地域運営協議会の組織や運営に係る基本的事項として、住民等に開かれた取組、会則の策定と意思決定を行う機関の設置、民主的で透明性を持った運営を義務付けています。

第2項は、地域運営協議会の意思決定を行うための機関の構成員の基準を施行規則に定めることとしています。

そして第3項には、各地域運営協議会が、

より効果的な取組の実現のために他地区の地域運営協議会との情報交換や連絡調整を積極的に図るよう努めることを規定しています。

第8条は、地域運営協議会と市との関係性を明らかにする仕組みとしての「登録制度」について定めています。

第1項で市への登録、第2項で登録申請書の提出を義務付けています。

第3項では、地域運営協議会からの登録申請を受けた市の登録について定めています。

第4項は登録事項の変更の届け出について、第5項は登録の取り消しについて、第6項は登録に関する必要な事項についての施行規則への委任規定となっています。

第9条は、市が地域運営協議会に対して行う支援、措置について定めています。

まず第1項は、地域運営協議会から本条例第6条第2項に規定する提案等を受けた場合、

市は提案等の内容を審査した上で、必要性などに応じて予算措置や必要な対応を図ることを規定しています。

第2項では、市の地域運営協議会への財政上の支援や、その他必要な支援についての規定となっています。

第10条は、本条例のほかに必要な事項についての施行規則等への委任規定です。

第10条は、本条例のほかに必要な事項についての施行規則等への委任規定です。

第10条は、本条例のほかに必要な事項についての施行規則等への委任規定です。

## 5 地域運営協議会の設立状況等

平成26年3月現在、市内8地区で地域運営協議会が設立されています。各地区の地域運営協議会が設立されてきた経緯としては、まず平成23年6月、2つの地区をモデル地区に選定し、モデル地区における活動を参考にしながら、検討委員会において地域運営協議会の制度概要を組み立てていきました。

モデル地区の活動が活性化していく中で、他地区への刺激につながり、設立へ向けて気運が高まる地区が出てきました。それらの地区では、連合町内会の会長等が中心になり地域の合意を得て、6つの地区が設立に至っています。

また、各地域運営協議会の設立準備段階においては、行政所管区域ごとに設置している行政センター（支所）が果たした役割はたいへん大きいものでした。行政センターは、大きく分けて住民票等を発行する窓口サービス機能と、地域コミュニティを支援機能の二つの機能を有しています。行政センターは、これまで地域に一番近い市役所として地域活動を支援する役割を果たしてきましたが、今後は、地域運営協議会と市の協働を繋ぐ行政機関として、これまで以上に重要な役割を担う行政機関になっていくと考えています。



逸見地域運営協議会発足式

## 6 課題と今後の展望

地域運営協議会という新しい制度を進めていく中では、住民等に既存の組織との違いを理解してもらうことが一番困難な作業です。「屋上屋ではないか。」そんな声も数多く寄せられます。行政センター設置地区においては、常日頃から地域と行政が密接な関係を築いていることから、新しい制度への理解が進むのも早く、条例施行前の時点で8地区で設立され、運営や活動が行われています。

一方で、まだ設立に至っていない地区が2

つあります。当該地区は地域の成り立ちや実情が他の地区と異なり、行政所管区域で1つの地域運営協議会を設立することがたいへん困難な地区となっています。

未設立地区のうちの1つの地区は、地域の成り立ちが昔から3つに分かれている地区で、現在でもそのかたちが色濃く残っています。そのため、この地区については本条例第3条第2項を適用して、3つの地区それぞれに地域運営協議会を設立していくこととしています。それにより、3つのうちの1つの地区では設立へ向けた準備が進められ、平成26年4月に協議会が設立されました。

また、協議会が設立されていない地区のうち1つの地区は、市役所本庁が所管する地区です。本庁地区においては、地域の中心的団体である地区連合町内会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会の地区割りが一致していない（他地区はほぼ一致している。）ことや、地域と市役所が密接な関係に至っていないことから、地域運営協議会という制度への理解を得ることが容易ではありません。

これまで本庁地区においては、地域コミュニティ支援に特化した機関を置いてきませんでした。そのため、地域は行政に依存することなく、自立した地域活動を行ってきました。

そのこと自体は地域自治という意味ではたいへん素晴らしいことですが、結果的に地域と行政に距離感を生む要因となってしまうこととは否めません。

この問題を解消するため、平成26年度からは、本庁地区の地域コミュニティ支援を担当する課を新設し、地域と行政の関係をより密接にしていけるよう努めていきます。

また、設立済みの各地域運営協議会においては、進め方や取組の内容は基より、進捗度にも違いが生じてきています。地域ごとに違いがあることは決して悪いことではありませんが、各地域運営協議会がそれぞれに特徴を活かしたまちづくりを着実に進められるように、行政として適切なサポートを図っていく必要性を強く感じています。

## 7 おわりに

本条例の制定は、『地域運営協議会』という本市の新たな地域自治制度を支えていくための大きな節目と考えています。今後はこの条例に基づいて、地域運営協議会への支援制度を確立するとともに、行政として地域を支えるために円滑な運用に努めていきます。本条例が本市の地域自治の推進と、ひいては住民福祉の向上に寄与することを願って止みません。



●第36号 (2014年2月発売) 定価(本体1,143円+税)

### ・特集 空き家問題の現状と課題

老朽空き家対策の新たな法的展開  
過疎地域等における空き家活用手法の現状と課題  
都市部の市街地における空き家問題の解決に向けて  
広島県世羅町における空き家問題の現状と課題  
鳥根県邑南町における空き家対策  
松江市における「空き家管理条例」制定と、空き家対策、まちなか居住促進事業の概要

### ・CLOSE UP 先進・ユニーク条例

鳥取県手話言語条例「障がいを知り、ともに生きる」鳥取県手話言語条例から手話革命を  
豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

### ・トピックス

非嫡出子の平等原則をめぐる2つの最高裁判例  
「大量の情報公開請求と却下」問題  
黒潮町の避難カルテづくり ―想定津波高全国一の町の取組み―



商品に関するご照会・お申込は、株式会社 ぎょうせい | フリーコール(通話料無料) | TEL: 0120-953-431 | Web | URL: <http://gyosei.jp>  
受付時間: 月～金 9時から17時 | FAX: 0120-953-495 | 社外